## (1) 汚水処理施設整備交付金制度の創設

## 1. 背景・目的

「地域再生のための基本指針(平成 15 年 12 月 19 日地域再生本部決定)」、「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」(平成 16 年 5 月 27 日地域再生本部決定)等を踏まえ、地域が自主性・裁量性の高い資金として活用できるよう国庫補助負担金制度の改革を行い、国土交通省、農林水産省、環境省所管の汚水処理施設の整備を相互に事業進度を調整しながら整備することを可能とすること等によって、効率的な汚水処理施設の普及促進を図る。

## 2. 概要

地域再生計画(仮称)に基づいて、各省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うために、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な「汚水処理施設整備交付金」を交付し、事業完了後の成果について事後評価を行う制度である。

## 3. 事業効果

地方の自主裁量性を尊重するとともに、汚水処理の普及について省庁を越えて連携する。また、成果主義的な政策へ転換し、効率的に汚水処理の普及促進を図る。

- ■汚水処理施設整備交付金は、内閣府が認定した地域再生計画(仮称)に基づく汚水処理事業に充当
- ■予算は内閣府に一括計上され、事業所管各省に移替え後、執行
- ■地域再生計画(仮称)の申請や各事業の予算要望の窓口は内閣府と事業所管各省が連携し、ワンストップ化を実現
- ■各事業の進捗状況の変化に対応して、事業間での融通や年度間の事業量の変更が可能

